

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち商工労働観光部に係るもの（平成20年岩手県告示第258号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
商工企 画室	<u>いわてものづくりアカデミー開催事業費補助、ものづくり高度技術者育成支援事業費補助、</u> <u>県北地域産業支援強化事業費補助、</u> <u>県北地域ものづくりネットワーク推進事業費補助、</u> <u>財団法人いわて産業振興センター運営費補助、</u> <u>地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設整備費補助</u>	商工企 画室	<u>県北地域産業支援強化事業費補助、</u> <u>財団法人いわて産業振興センター運営費補助、</u> <u>地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金及び地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設整備費補助</u>
経営支 援課	<u>信用保証事業支援費補助、</u> <u>中小企業災害復旧資金利子補給補助、</u> <u>中小企業災害復旧資金保証料補給補助、</u> <u>商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、</u> <u>中小企業連携組織対策事業費補助、</u> <u>商工会女性部全国大会開催費補助、</u> <u>商店街振興組合連合会指導事業費補助、</u> <u>中心市街地活性化推進事業費補助、</u> <u>商店街自律再生支援事業費補助、</u> <u>中小企業ベンチャー支援事業費補助及び小規模企業者等設備資金貸付事業費補助</u>	経営支 援課	<u>信用保証事業支援費補助、</u> <u>中小企業災害復旧資金利子補給補助、</u> <u>中小企業災害復旧資金保証料補給補助、</u> <u>商工業小規模事業経営支援事業費補助（岩手県商工会連合会に係る補助金に限る。）、</u> <u>中小企業連携組織対策事業費補助、</u> <u>商店街振興組合連合会指導事業費補助、</u> <u>商店街自律再生支援事業費補助、</u> <u>中小企業ベンチャー支援事業費補助及び小規模企業者等設備資金貸付事業費補助</u>
科学・ ものづ くり振 興課	<u>産学官連携研究開発プロジェクト事業費補助、</u> <u>産学官連携機能強化促進事業費補助、</u> <u>いわて研究開発評価委員会運営費補助、</u> <u>地域ものづくり企業技術高度化支援事業費補助、</u> <u>中小企業等知的財産保護対策費補助、</u> <u>自動車関連産業創出推進事業費補助、</u> <u>自動車関連産業人材育成等支援事業費補助、</u> <u>ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、</u> <u>組込み技術者人材育成研修支援事業費補助、</u> <u>ソフトウェア技術・取引交流事業費補助、</u> <u>半導体関連産業取引あっせん事業費補助、</u> <u>医療機器関連産業取引あっせん事業費補助、</u> <u>企業連携交流推進事業費補助及びものづくり中小企業開発力強化緊急事業費補助</u>	科学・ ものづ くり振 興課	<u>いわてものづくりアカデミー開催事業費補助、</u> <u>ものづくり高度技術者育成支援事業費補助、</u> <u>県北地域ものづくりネットワーク推進事業費補助、</u> <u>産学官連携機能強化促進事業費補助、</u> <u>コバルト合金新産業クラスター形成促進事業費補助、</u> <u>ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業費補助、</u> <u>高度組込み技術者養成システム整備事業費補助、</u> <u>中小企業等知的財産保護対策費補助、</u> <u>自動車関連産業創出推進事業費補助、</u> <u>自動車関連産業人材育成等支援事業費補助、</u> <u>ソフトウェア開発業務取引支援事業費補助、</u> <u>組込み技術者育成研修事業費補助、</u> <u>半導体関連産業取引あっせん事業費補助、</u> <u>医療機器関連産業参入促進事業費補助及び医療機器製品開発支援事業費補助</u>

産業経 済交流 課	ペレットストーブ普及促進事業費補助(県南広域 振興局の所管に係る補助金を除く。)、運輸事業 振興費補助及び社団法人岩手県産業貿易振興協 会運営費補助
[略]	
雇用対 策・労 働室	出稼相談所事業費補助、社団法人岩手県シルバー 人材センター連合会運営費補助、緊急雇用創出事 業費補助(その区域が2以上の広域振興局又は地 方振興局の所管区域にわたる一部事務組合又は 広域連合に係る補助金に限る。)、ふるさと雇用 再生特別基金事業費補助(その区域が2以上の広 域振興局又は地方振興局の所管区域にわたる一 部事務組合又は広域連合に係る補助金に限る。) 、認定職業訓練運営費補助(全県域を活動区域と する団体に係る補助金に限る。)、認定職業訓練 施設設備費補助(全県域を活動区域とする団体に 係る補助金に限る。)、 <u>岩手県職業能力開発協会 補助</u> 、 <u>東北職業能力開発促進大会開催費補助</u> 及び <u>離職者訓練緊急基盤整備事業費補助</u>

産業経 済交流 課	ペレットストーブ普及促進事業費補助、運輸事業 振興費補助及び社団法人岩手県産業貿易振興協 会運営費補助
[略]	
雇用対 策・労 働室	社団法人岩手県シルバー人材センター連合会運 営費補助、緊急雇用創出事業費補助(その区域が 2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事 務組合又は広域連合に係る補助金に限る。)、ふ るさと雇用再生特別基金事業費補助(その区域が 2以上の広域振興局の所管区域にわたる一部事 務組合又は広域連合に係る補助金に限る。)、 <u>ふ るさと雇用再生特別基金一時金支給事業費(その 区域が2以上の広域振興局の所管区域にわたる 一部事務組合又は広域連合のふるさと雇用再生 特別基金事業費補助に係る一時金に限る。)</u> 、認 定職業訓練運営費補助(全県域を活動区域とする 団体に係る補助金に限る。)、認定職業訓練施設 設備費補助(全県域を活動区域とする団体に係る 補助金に限る。) <u>及び</u> 岩手県職業能力開発協会補 助

備考 改正部分は、下線の部分である。